

# 枚方市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年9月6日

枚方市

監査委員	勝山武彦
監査委員	久野邦広
監査委員	前田富枝
監査委員	榊田義則

## 記

### 1. 通知を行った者の氏名等

枚方市教育委員会委員長 宮川 勝也

平成24年7月27日付け教社文第119号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

### 2. 通知を受けた日

平成24年8月1日

### 3. 監査の結果に関する報告

平成24年3月2日付け枚監査第195号

「公の施設の指定管理者監査及び随時監査の結果について」

### 4. 講じた措置の内容

#### (1) 対象部局名及び指摘・改善事項（概要）

《社会教育部文化財課》

○旧田中家鋳物民俗資料館指定管理者基本協定書に基づく事業管理について

指定管理者が施設の管理業務の一部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）する場合は、あらかじめ書面により承認を得なければならない旨が基本協定書に定められている。しかしながら、再委託の事実を知りながら規定の手続きを怠っていた。早急に原因を究明するとともに是正

措置を行い、今後は、再委託の適正性を確認するためにも基本協定書の規定に基づき、書面による事前承認手続きを行うよう指摘する。

(2) 措置内容

文化財課の基本協定に関する認識不足と引継の不徹底から、再委託の事実を知らず事前承認申請が提出されていないことを指定管理者に指摘しなかったことが原因であり、今後、適正に事務処理を行うよう、課職員に周知した。平成21年度から平成23年度までの再委託については、仕様書や契約書等により委託状況の確認を改めて行い、平成24年度の再委託から、基本協定書に基づいた書面による事前承認申請手続きを行った。